

○塩尻市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱

平成24年11月12日告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）（以下「建設工事等」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、失格基準価格を設けることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 失格基準価格 当該入札において、その価格を下回る価格を入札した入札者は、低入札価格調査をせずに失格となる価格をいう。
- (2) 入札書比較価格 当該入札に係る予定価格（消費税を含む。）に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (3) 算定対象入札者 当該入札において、入札書比較価格以下の価格を入札した者の入札金額で算出した平均価格（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に標準偏差（平均価格を算出した入札者数とその入札金額により求めたもの（ただし、1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）に100分の150を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）をいう。）を除算した額から加算した額までの範囲内の価格を入札した者をいう。
- (4) 簡易型一般競争入札 令第167条の5の2の規定による一般競争入札をいう。

(対象となる建設工事等)

第3条 失格基準価格を設ける建設工事等は、設計金額（消費税を含む。）が130万円以上の簡易型一般競争入札又は指名競争入札に付する工事（以下「対象工事」という。）及び設計金額（消費税を含む。）が50万円以上の建設コンサルタント等の業務（以下「対象業務」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認めるときは、失格基準価格を設定しないことができるものとする。

(失格基準価格の設定)

第4条 対象工事における失格基準価格は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める価格とする。

- (1) 算定対象入札者が3者未満の場合 入札書比較価格に100分の89.5を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、100円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。以下「89.5%相当額」という。）
 - (2) 算定対象入札者が3者以上で、かつ、89.5%相当額以上の価格の入札者が3者未満の場合 89.5%相当額
 - (3) 算定対象入札者が3者以上で、かつ、89.5%相当額以上の価格の入札者が3者以上の場合 89.5%相当額以上の価格の入札者の平均価格（100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、100円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。））。ただし、当該平均価格が入札書比較価格に100分の94.5を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、100円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。以下同じ。）を超える場合にあっては、入札書比較価格に100分の94.5を乗じて得た額とする。
- 2 対象業務における失格基準価格は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める価格とする。
- (1) 算定対象入札者が3者未満の場合 入札書比較価格に100分の80を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、100円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。以下「80%相当額」という。）
 - (2) 算定対象入札者が3者以上で、かつ、80%相当額以上の価格の入札者が3者未満の場合 80%相当額

- (3) 算定対象入札者が3者以上で、かつ、80%相当額以上の価格の入札者が3者以上の場合80%相当額以上の価格の入札者の平均価格（100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、100円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）。ただし、当該平均価格が入札書比較価格に100分の85を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、100円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。以下同じ。）を超える場合にあっては、入札書比較価格に100分の85を乗じて得た額とする。

（入札者への周知）

第5条 この要綱の円滑な運用を図るため、市長は、対象工事及び対象業務の入札の執行に当たり、次に掲げる事項について入札者に説明を行うものとする。

- (1) 令第167条の10第1項の規定の適用があること。
(2) 失格基準価格を下回る価格の入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者（簡易型一般競争入札の場合は、落札候補者とする。以下同じ。）とならないこと。
(3) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。
（落札者の決定）

第6条 入札執行者は、失格基準価格を下回る価格の入札があったときは、令第167条の10第1項の規定により、当該入札を行った者を失格者とし、その旨を告げるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、このうち最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係る建設工事の入札から適用する。

附 則（平成25年10月28日告示第75号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日告示第80号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第34号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係る建設工事の入札から適用する。

附 則（令和元年9月20日告示第22号）

この告示は、令和元年9月20日から施行し、令和元年10月1日以後に給付が完了する予定の建設工事の入札から適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第36号）

この告示は、令和3年6月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係る建設工事の入札から適用する。